

○議案第47号 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育事業者等における連携施設の確保義務について、自治体の取組を条件とする緩和措置が講じられたこと、母子家庭等を対象に居宅訪問型保育を提供する場合の事由に、保護者の身体上等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合が加えられたことなどに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。